デジタル庁令・省令

○デジタル庁・財務省令第一号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第二十一条の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信

独立行政法人国立印刷局に関する省令の一部を改正する命令

独立行政法人国立印刷局に関する省令（平成十五年財務省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
独立行政法人国立印刷局に関する命令	独立行政法人国立印刷局に関する省令
（監査報告の作成）	（監査報告の作成）
第一条の二　［略］	**第一条の二**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］
5　［略］	5　［略］
一　［略］	一　［略］
二　印刷局の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標（通則法第三十五条の九第一項の規定により財務大臣及び内閣総理大臣が印刷局に指示した年度目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見	二　印刷局の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び年度目標（通則法第三十五条の九第一項の規定により財務大臣が印刷局に指示した年度目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三～六　［略］	三～六　［略］
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第七号及び第十号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項	四　印刷局法第十一条第一項第四号に規定する白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第八号において同じ。）を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及に関する事項
五　印刷局法第十一条第一項第五号に規定する国の行政機関等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この号及び次号において「デジタル行政推進法」という。）第三条第三号に掲げる国の行政機関等をいう。）の委託を受けて行う国の公的基礎情報データベース（デジタル行政推進法第十九条第一項に規定する国の公的基礎情報データベースをいう。）を構成するデータ（デジタル行政推進法第四条第二項第五号に規定するデータをいう。）の加工、記録、保存及び提供に関する事項	［新設］